

対象経費整理表

	① 支援事業所 (県からの委託先となる業界団体、組合、異業種グループ等)	② 支援対象事業所 (①が支援する事業所)
新規雇用の失業者の person 費	×	×
既存社員の person 費	△(※1) (事業に従事する実費分)	×
代替職員の person 費	×	×
原材料費(試作品費含む)	×	×
財産取得(システム開発等財産の取得に当たる事業の委託は不可)	×	×
コンサルタント料	△(※1)	—
旅費	○(既存社員の实費分)	×
研修費(Q101参照)	○	×(※2)
販路拡大、海外出展費用(出展負担金、会場装飾費(パネル等)、展示品輸送費、現地通訳費、渡航費用、広告宣伝費)(※3)	○ (自ら開催する展示会などに要する費用(会場費)含む)	×
海外バイヤー招聘費用	○	—
海外現地法人等への委託費又は連携に要する経費	×	—
事務所(店舗)設置費(国内外不問)	—	×

【可否】 ○…対象経費となる。 ×…対象経費に当たらない。 —…対象経費が生じない。

※1 コンサルタント料を支弁する場合、どちらか一方のみ対象経費とする。(コンサルタント料に person 費が含まれていた場合、経費が重複するため。)

※2 研修に参加する在職者に日当・報奨金を支弁することはできない。

※3 事業費の上限額を考慮し過度にならないように考慮すること。